

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業計画を変更することについて平成19年3月23日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年4月11日から同年5月1日まで縦覧に供する。

平成19年4月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
丸亀市	非補助土地改良事業（区画整理事業）下土居地区	丸亀市産業部土地改良課
〃	非補助土地改良事業（区画整理事業）円座谷地区	〃